

# 令和5年度長野県給与支給明細書照会画面広告掲載募集要項

## 1 趣旨

令和5年度（令和5年4月から令和6年3月）に、長野県職員（約12,000名）が使用するシステムにより閲覧する給与支給明細書照会画面に広告を掲載する広告主を募集します。

## 2 広告掲載場所

- （1）長野県職員が使用している総務事務システム（イントラネット）内の給与支給明細書照会画面（参考：別添イメージ図）
- （2）外部へのリンクはできませんが、2次元コード等を表示することはできます。

## 3 広告の種類・規格等

大きさ	縦600ピクセル×横851ピクセル以内 掲載可能な電子ファイル容量は300キロバイト以下
データ形式	電子ファイルは、JPEG形式又はGIF形式で提出 (動きのあるものは不可)
色	画面上はカラー表示可 印刷時は白黒となるので、地色は無色又は薄い色の使用を推奨
掲載枠	1枠（1枠を分割したうえで別々の広告を掲載することも可）

## 4 広告閲覧対象者

掲載期間に給与の支給を受ける長野県の知事部局、企業局、議会事務局、監査委員事務局、人事委員会事務局、労働委員会事務局及び教育委員会事務局の職員並びに県立学校の教職員（約12,000名）

## 5 広告掲載料

金3,850円/回（税込）

## 6 掲載回数

計12回分（令和5年4月分～令和6年3月分）

## 7 掲載期間（1回分）

掲載する月の16日から翌月15日まで

（掲載開始日が長野県の休日を定める条例（平成元年長野県条例第5号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）の場合は直後の開庁日から、掲載終了日が休日の場合は直前の開庁日まで）

なお、令和5年度における給与の支給日（予定）は以下のとおりです。

例月給与：毎月16日（当日が休日の場合は直後の開庁日）

期末勤勉手当（6月）：6月30日

期末勤勉手当（12月）：12月8日

## 8 申込みの方法

以下の書類を、9（1）の期限までに提出してください。複数回分をまとめて申込むことも可能です。なお、受付された申込書の引き換え、変更及び取消しはできません。

### 【提出書類】

	添付書類	備考
①	広告掲載申込書（様式1）	ながの電子申請サービスから申込の場合は不要
②	「納税証明書」（都道府県税について未納の徴収金のない証明書）の写し※1	発行後6か月以内のものに限る
③	誓約書（様式2）※1	
④	企業等の概要がわかるもの（パンフレット等）	
⑤	委任状（様式3）※2	代理人が申込等を行う場合のみ提出

※1 「一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格」（昭和59年1月17日告示第60号）に基づく資格を取得している者は、②と③を省略できます。

※2 委任状を提出する場合は、記名押印をした原本を持参又は郵送により提出してください。

※3 必要に応じて、法人登記簿謄本（発行後3か月以内のものに限る。申込書を提出する者が個人の場合は、住民票記載事項証明書）の提出を求める場合があります。

## 9 申込書の提出期限・提出方法

### （1）提出期限

掲載を希望する月の前月16日の17:00まで

（当日が休日の場合は直後の開庁日の17:00まで）

### （2）提出方法

#### ①ながの電子申請サービス

[https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList\\_detail.action?tempSeq=31019](https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=31019)



#### ②郵送または持参

<提出先>

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画振興部DX推進課DX戦略担当

※郵送の場合は、提出期限までにDX推進課へ到達したのものに限る。

※持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時まで。

## 10 掲載できない広告

次に該当する広告は掲載できません。

（1）長野県総務事務システム広告掲載要綱第6条各号に定める者の広告

（2）長野県総務事務システム広告掲載要綱第7条各号に定める内容の広告

## 11 広告主の選定方法

- (1) 申し込みの受付日順に審査を行い、広告主を決定します。  
同日中に複数のお申込みがあった場合は、次の順位で決定し、順位が同位の場合は長野県による抽選で決定します。
  - ①掲載希望月数の多いもの
  - ②県内に事業所等を有する企業または自営業者
- (2) 申込者が長野県総務事務システム広告掲載要綱に適合するかを審査します。適合しない場合はその者の広告は採用しません。適合しない者には文書により通知します。

## 12 選定後の主な流れ

- (1) 広告掲載の可否が決定し次第、通知をお送りします。
- (2) 指定する日までに、契約書を持参又は郵送により提出してください。(契約書はこちらから指定いたします。)
- (3) 指定する日(広告掲載日の概ね15日前)までに、広告原稿(電子ファイル)を電子メール又はデータを記録した電子媒体により提出してください。
- (4) 提出された広告原稿について、広告内容及びデザイン等の審査を行います。
- (5) 給与支給明細書照会画面への広告の掲載作業は長野県が行います。
- (6) 指定する日までに、納入通知書により広告掲載料を一括で納めてください。

## 13 決定の取消し

次の各号のいずれかに該当する場合は、決定を取り消します。

- (1) 決定された者が、指定期日までに正当な理由なく契約を締結しない場合
- (2) 決定された者が、長野県総務事務システム広告掲載要綱第6条各号に定める者に該当することとなった場合

## 14 関係規定等

- ・長野県総務事務システム広告掲載要綱
  - ・長野県総務事務システム広告掲載要領
- なお、上記要綱等に定めのない事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)及び財務規則(昭和42年長野県規則第2号)によります。

## 15 申込書等提出先・問合せ先

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2  
長野県企画振興部DX推進課DX戦略担当  
電話 026-235-7072(直通)  
Eメール dx-promo@pref.nagano.lg.jp

(様式1)

広告掲載申込書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部守一 様

申込人

住 所

商号又は名称

代表者氏名

(代理人氏名 )

「長野県総務事務システム広告掲載要綱」、「長野県総務事務システム広告掲載要領」及び「令和5年度長野県給与支給明細書照会画面広告掲載募集要項」を熟読し承諾の上、下記のとおり申し込みます。

記

1 掲載希望

掲載月	希望
令和5年4月分	
令和5年5月分	
令和5年6月分	
令和5年7月分	
令和5年8月分	
令和5年9月分	
令和5年10月分	
令和5年11月分	
令和5年12月分	
令和6年1月分	
令和6年2月分	
令和6年3月分	

※掲載を希望する月の希望欄に“○”をご記入ください

2 広告掲載料 (税込)

単価	回数	広告掲載料 (単価×回数)
3,850 円	____回	_____円

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

長野県が実施する令和5年度長野県給与支給明細書照会画面広告掲載募集に係る申込みにあたって、次の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴県が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に掲げられた者に該当しません。
- 3 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しません。
- 4 長野県暴力団排除条例施行規則（平成23年長野県公安委員会規則第5号）第2条に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 5 契約の相手方として不適当な行為をする次の者に該当しません。
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて県の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他(1)から(4)に準じる行為を行う者

(様式3)

委 任 状

代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

令和5年度長野県給与支給明細書照会画面広告掲載募集に係る申込み及び契約に関する一切の権限

令和 年 月 日

長野県知事 阿部 守一 様

委任者（申込書提出者）

住所又は所在地 \_\_\_\_\_

氏名又は名称  
及び代表者名 \_\_\_\_\_ 印